

中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組状況

経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業者の経営改善支援や、企業のライフサイクルに応じた経営支援に取組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであり、地域の中小企業者の経営支援に積極的に取組みます。

取引先企業への経営支援に当たっては、顧客の話をよく聞き、抱えている経営上の問題を十分に把握しつつ、その解決に向けて一緒に考えるきめ細かな取組みを継続的に実施していきます。また、外部の支援機関や専門家との連携を図りながら、課題解決に向けて顧客の主体的な取組みを最大限支援します。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- ・取引先企業へのきめ細かな経営改善支援を行うために、本部の経営改善支援担当者と営業店の連携を強化しています。
- ・栃木県中小企業再生支援協議会等と秘密保持契約を締結し、事業再生に向けて連携を図っています。
- ・一般社団法人栃木県中小企業診断士会との連携による経営相談会をはじめ、専門家を活用した経営相談・経営支援態勢を構築しています。
- ・取引先企業の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための研修や、経営改善・事業再生の研修に継続的に参加するなど、職員の能力向上に努めています。

中小企業の経営支援に関する取組状況

a. 創業・新規事業開拓の支援

各営業店において、創業を目指す方や新規事業を計画する事業者との金融面や事業面の相談を行っています。

また、一般社団法人栃木県中小企業診断士会との連携により定期的に開催している経営相談会では、創業や新規事業計画を含め専門的な相談に応じています。

平成29年度の創業資金や新規事業に対する融資実績は16先1億46百万円です。

b. 成長段階における支援

ビジネスマッチングの一環として、平成29年10月にしののめ信用金庫主催の「フードビジネス個別商談会」に協賛参加しました。また、平成29年12月に足利銀行主催の「ものづくり企業展示・商談会」に共催参加しました。

c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善や事業再生は早期に着手することが重要であり、収益が低下している事業者や財務内容に問題がある事業者に対して、積極的な経営改善の働きかけを行っています。平成29年度は重点支援先27先を含む40先に対して経営改善計画策定やモニタリングに基づく経営支援を実施しました。また、経営改善等の支援に当たっては中小企業再生支援協議会、経営改善支援センター等の支援機関や中小企業診断士等の外部専門家と各種の連携を図っており、平成29年度は19社に対して外部専門家との連携した支援に取り組みました。

地域の活性化に関する取組状況

平成28年1月21日に那須烏山市と地方創生に関する取組みの推進及び実現に寄与することを目的とした包括連携協定を締結し、平成28年10月27日には那須烏山商工会と産業の振興・発展に資することを目的とした連携協定を締結するなど、地域密着型金融機関として地域の活性化に取組んでいます。

また、地域の農業経営の発展を支援するため、平成29年6月1日に栃木県農業信用基金協会と債務保証契約を締結し、農業近代化資金等の農業制度金融の取扱いを行っています。



「ものづくり企業展示・商談会」の様子



「フードビジネス個別商談会」の様子



無料相談会の様子



取組みの実績

主要な項目		平成29年度	
ライフサイクルに応じた支援強化			
1 経営改善支援取組み先		40先	
2 経営改善計画策定先 (平成29年度に策定した先数、簡易型計画書を含む)		13先	
3 ランクアップ先		0先	
4 創業・新事業支援融資実績	16先	146 百万円	
5 ビジネスマッチング件数		18 件	

経営改善支援の取組み

	期初債務者数 A	うち経営改善支援 取組み先B	Bのうち、期末に ランクアップした先	Bのうち、期末に 変化しなかった先	Bのうち、経営改善 計画を策定した先
正常先①	1,186	3	—	1	2
要注意先 その他要注意先②	383	25	—	24	8
要管理先③	4	—	—	—	—
破綻懸念先④	96	12	—	12	3
実質破綻先⑤	31	—	—	—	—
破綻先⑥	3	—	—	—	—
小計(②～⑥の計)	517	37	—	36	11
合 計	1,703	40	—	37	13

地域金融円滑化の取組実績

平成21年12月4日に施行された「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法)は平成25年3月31日が最終期限でしたが、「貸付の条件の変更等」を継続的に開示しています。

実施状況は、平成21年12月4日から平成30年3月末までの累計であり、「審査中」は平成30年3月末時点のものです。

(単位：件、百万円)

貸付の条件の変更等の実施状況	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業のお客さま向けの貸付債権	1,405	19,564	1,339	18,395	25	638	0	0	41	530
住宅資金お借入のお客さま向けの 貸付債権	71	656	60	570	4	41	0	0	7	45

(注) 1. 件数および金額は債権単位で集計し、金額は貸付の条件の変更等の申込み時点での債権額です。

2. 「申込み」とは、貸付の条件の変更等の申込みを書面もしくは口頭で受けたものをいいます。

3. 「謝絶」には、申込みから3ヶ月を経過したものも含みます。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

平成29年度	
新規に無保証で融資した事業資金の件数	271件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	13.18%
保証契約を解除した件数	16件

(注) 1. 「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。